

仕 様 書

1 業務名

さっぽろ芸術文化の館オイルタンク残油回収等業務

2 業務概要

さっぽろ芸術文化の館に設置しているオイルタンク、サービスタンク（以下、「オイルタンク」とする。）及び接続された各配管について、残油回収、清掃及び脱脂処理等を行い、回収した残油等を本市から別途委託する産業廃棄物の処分業者（以下、「処分業者」という。）の処分場に運搬する。

3 履行場所及び対象施設

さっぽろ芸術文化の館（住所：札幌市中央区北 1 条西 12 丁目）
平面図等：別紙 1 のとおり

4 契約期間

契約を締結する日から平成 31 年 3 月 20 日まで

5 オイルタンクの概要

(1) 種類・燃種・最大容量・残油量・数量

タンク種類	燃種	最大容量	タンク数量	残油量※
オイルタンク	A 重油	8,900ℓ	2 基	各約 600ℓ
オイルタンク	A 重油	8,600ℓ	1 基	約 600ℓ
オイルタンク	A 重油	9,200ℓ	1 基	約 600ℓ
オイルタンク	A 重油	490ℓ	1 基	約 360ℓ
オイルサービスタンク	A 重油	1,500ℓ	1 基	少量

※残油量については見込みであり、現況に応じて作業を行うこと。

(2) 設置場所

さっぽろ芸術文化の館 地下 1 階（別紙参照）

6 業務内容及び留意事項

- (1) オイルタンク及び配管内の重油の抜き取りを行う。
- (2) オイルタンク及び配管の清掃及び脱脂処理を行う。なお、オイルタンクの清掃に際しては、タンク内のスラッジを完全に除去すること。
- (3) 洗浄後のオイルタンク及び配管の仮止めを行う。
- (4) 抜き取りした重油、回収したスラッジ及び清掃時に発生した洗浄水等は、本市から別途委託する産業廃棄物の処分業者（以下、「産業廃棄物処分業者」とする。）の処分場まで運搬し引き渡す。なお、重油の引渡し時の荷姿については、バキューム車等に積載した状態にて行うこととし、処分場の所在地については、札幌市内又は札幌市近隣市町村を想定すること。
- (5) (1)～(4)について、処分業者と調整の上、原則として平成 31 年 3 月 8 日までに実施すること。

7 提出書類及び提出時期

契約締結後、次表に定める書類を作成し、本市に提出すること。

番号	図書名	部数	提出期限
1	産業廃棄物管理票	必要部数	収集運搬時（随時）
2	作業報告書（作業前・作業中・作業後の写真を添付したもの）	1部	業務完了後1週間以内
3	完了届（札幌市様式）	1部	業務完了後1週間以内

8 負担区分

本業務の履行にあたって、必要となる車両、機材、回収容器、消耗品等の本業務に付随する経費については、受託者の負担とする。なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）についても業務委託料に含み、受託者が委託者に必要量を提供すること。

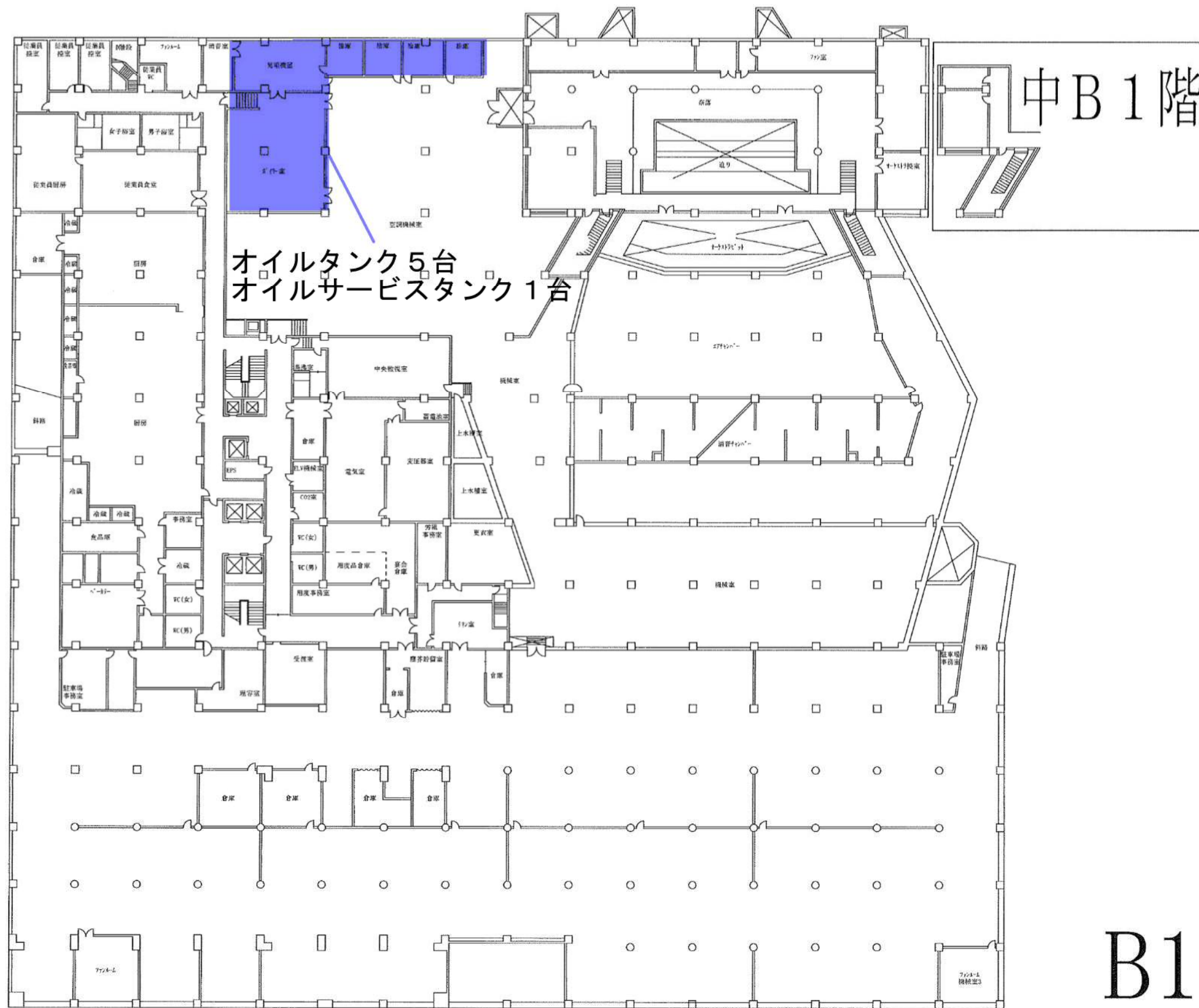
9 その他

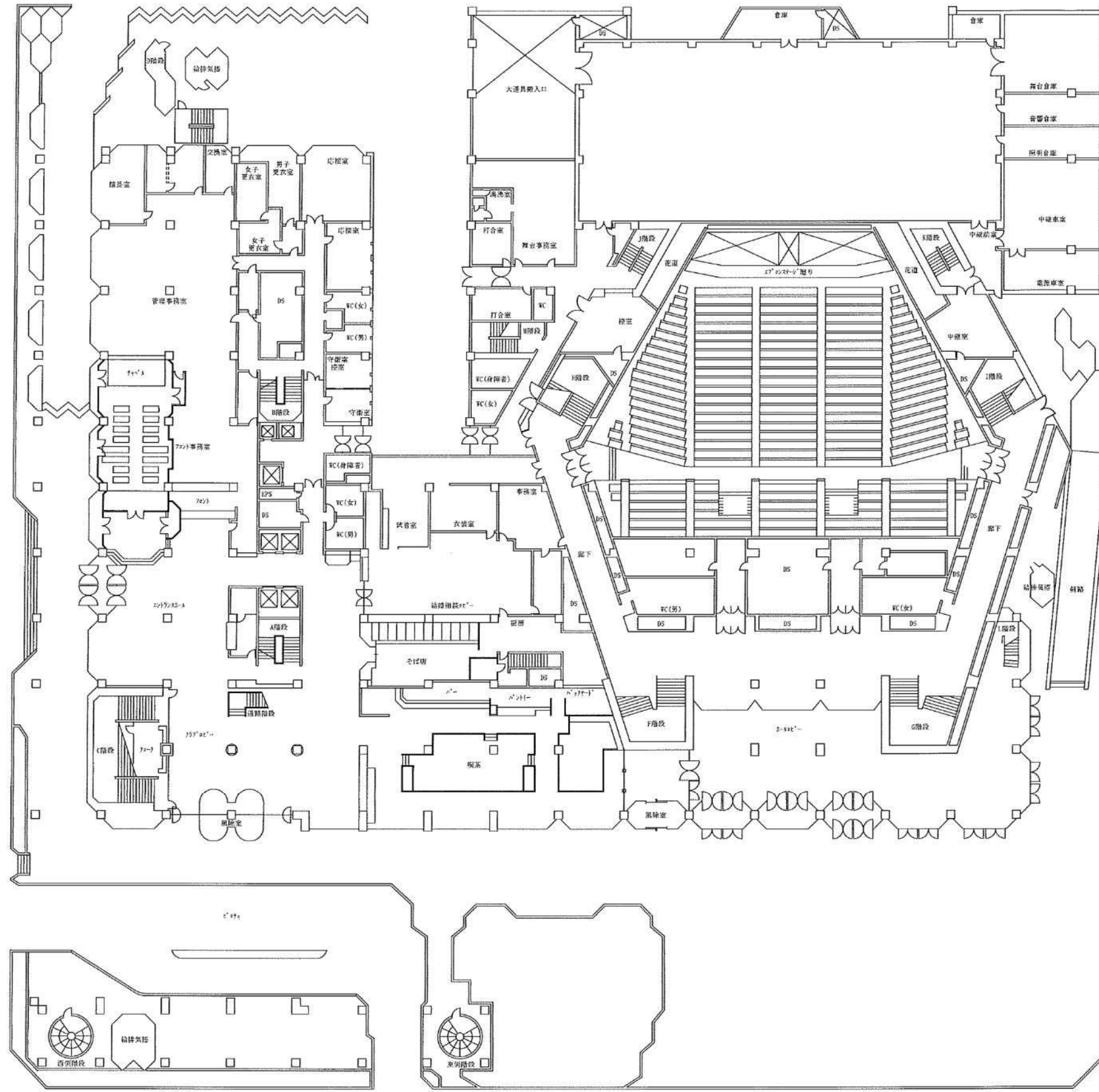
- (1) 本業務の履行にあたっては、本市担当者及び処分業者と十分に打合せを行うとともに、本市担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、作業の安全対策を十分に講ずること。また、事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告することとし、本市担当者の指示に従い、業務受託者の責任において、一切の処理を行うこと。
- (3) 業務に従事する作業員は、受託者の作業員と判別できる作業服及び名札等を着用すること。
- (4) 特殊機材を使用する場合は、その作業及び機材の概要をあらかじめ報告し、資格を有すべき場合においては有資格者を配置すること。
- (5) 本業務の履行にあたっては、新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化に取り組むなど、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 本業務の履行にあたっては、別途締結する契約書の各条項のほか、関係法令を遵守し、適切に処理を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。

【担当】

札幌市市民文化局文化部文化振興課 吉澤
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌時計台ビル10階
電話：011-211-2261

さっぽろ芸術文化の館 平面図





1階